

新潟市介護認定審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市介護保険条例施行規則（平成12年新潟市規則第43号。以下「規則」という。）第5条に基づき、新潟市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(合議体の委員の指名)

第2条 会長は、各合議体に保健、医療又は福祉の各分野の均衡に配慮し、委員を指名する。

2 会長は、特定の分野の委員の確保が困難な場合には、次の各号に掲げる方法で合議体の委員を指名することができる。

- (1) 当該分野の委員より他の分野の委員を多く合議体に所属させること。
- (2) 当該分野の委員を他の分野より多く合議体に所属させ、交互に出席させること。
- (3) 複数の合議体に同一の委員を所属させること。

3 会長は、いずれの合議体にも所属しない無任所の委員を指名し、概ね3月以上の間隔をおいて、合議体に所属する委員を変更することができる。

4 前項の規定により指名された無任所の委員は、所属しない合議体における審査及び判定に加わることはできない。

(合議体の開催)

第3条 会長は、規則第2条第3項により、合議体を招集するにあたり、第2条第1項に規定する分野の委員を欠き、各分野の均衡を失すると判断する場合は、合議体を開催しないことができる。

2 会長は、再調査と判定された対象者の審査及び判定は、原則として、再調査と判定

した合議体に行わせるものとする。ただし、速やかに再調査と判定した合議体と同一の合議体を開催することができない場合など対象者の利益に反するような場合については、この限りでない。

(研修)

第4条 委員は、審査及び判定をする前に、市が実施する研修を受講し、審査及び判定の趣旨、考え方、手続き等を確認するものとする。

(過去に用いた審査判定の資料)

第5条 委員は、審査及び判定の対象になっている者（以下「対象者」という。）について、過去に認定審査会で用いた審査判定資料を求めることができる。

(委員の制限)

第6条 委員は、原則として、訪問調査の調査員として調査事務を行うことはできない。

2 対象者が入院若しくは入所し、又は介護サービスを受けている施設等に所属している委員は、対象者の判定に加わることはできない。ただし、委員が対象者の状況等について意見を述べることは妨げない。

(会議の非公開)

第7条 認定審査会及び合議体は、非公開とする。

附 則

この要綱は、平成11年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。